

平成18年度予算政府案等（PFI関連抜粋）

1. 予算等

1-1 予算

（単位：百万円）

| 要求機関 | 分類 | 事項                                | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要                                      | 17年度<br>当初予算  | 18年度<br>予算案   | 備考 |
|------|----|-----------------------------------|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 内閣府  | 事業 | PFI方式による施設整備等事業                   | 継続            | 庁舎整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。                | 50            | 98            |    |
|      | 調査 | 民間資金等活用事業調査費                      | 継続            | PFI事業の推進を図るために必要な経費。                    | 20            | 62            |    |
|      | 調査 | 民間資金活用等経済政策推進費                    | 継続            | PFI推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。（必要に応じて各省庁等に移替え） | 410<br>の内数    | 410<br>の内数    |    |
|      | -  | 民間資金等活用事業推進委員会経費                  | 継続            | 民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。               | 41            | 4             |    |
| 警察庁  | 事業 | PFI方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託 | 継続            | 警察学校施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。           | 42            | 40            |    |
|      | 補助 | 都道府県警察施設整備費補助金                    | 継続            | 都道府県警察施設の整備に対する補助。                      | 20,324<br>の内数 | 19,308<br>の内数 |    |
| 防衛庁  | 事業 | PFI方式による防衛施設整備等事業に係るアドバイザー委託      | 継続            | 防衛施設（公務員宿舎を除く）の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。   | 14            | 7             |    |
|      | 事業 | PFI方式による公務員宿舎整備等事業に係るアドバイザー委託     | 継続            | 公務員宿舎の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。            | 36            | 5             |    |
|      | 事業 | PFI導入可能性調査                        | 継続            | 防衛施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。              | 15            | 10            |    |
|      | 事業 | PFI方式による公務員宿舎整備等事業                | 継続            | 立川公務員宿舎整備等事業に係る事業費                      | 389           | 545           |    |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                              | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 17年度<br>当初予算  | 18年度<br>予算案   | 備考 |
|-------|----|---------------------------------|---------------|---|---------------|---------------|----|
| 防衛施設庁 | 補助 | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金             | 継続            | 防衛施設の設置又は運用に関連し、周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合に地方公共団体がその障害の緩和に資するために行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について交付する補助金。 | 16,216<br>の内数 | 16,543<br>の内数 |    |
| 総務省   | 事業 | 関東総合通信局庁舎維持管理運営経費               | 新規            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち総務省分)。  | -             | 4             |    |
|       | 調査 | 地方公共団体におけるPFI事業等の推進の方策の検討に要する経費 | 継続            | 地方公共団体のPFI事業等を推進する上での課題等の調査研究。  | 8             | 6             |    |
| 法務省   | 事業 | 民間資金等活用法務省施設整備等事業               | 継続            | 苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る事業費。   | 0             | 84            |    |
|       | 事業 | 民間資金等活用事業に必要な経費                 | 継続            | 刑務所整備及び維持管理・運営へのPFI導入に係るアドバイザー委託。   | 55            | 41            |    |
| 外務省   | 事業 | 民間資金等活用事業調査費                    | 新規            | 在外公館施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。  | -             | 18            |    |
|       | 事業 | 民間資金等活用事業調査費                    | 継続            | 在エジプト大使館新事務所整備に係るサーベイランス等業務。  | 42            | 23            |    |
| 財務省   | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営               | 新規            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち財務省分)。  | -             | 5             |    |
|       | 事業 | 民間資金等活用公務員宿舎整備等事業               | 新規            | 合同宿舎の建替え(18年度着手事業)に関するアドバイザー委託業務等。  | -             | 41            |    |
|       | 事業 | 民間資金等活用公務員宿舎整備等事業               | 継続            | 合同宿舎の建替え(14～16年度着手事業)に関する事業費等。  | 3,941         | 4,556         |    |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                 | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 17年度<br>当初予算     | 18年度<br>予算案      | 備考                   |
|-------|----|--------------------|---------------|--|------------------|------------------|----------------------|
| 文部科学省 | 補助 | 国立大学法人運営費交付金       | 継続            | 国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等が実施するPFI事業の維持管理運営費相当分が含まれている。 | 1,231,729<br>の内数 | 1,221,478<br>の内数 |                      |
|       | 補助 | 国立大学法人施設整備費補助金     | 継続            | 国立大学法人等の施設整備のための経費。                                  | 54,052<br>の内数    | 50,037<br>の内数    |                      |
|       | 補助 | 公立学校施設整備費          | 継続            | 子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を図る。     | 122,104<br>の内数   | 103,943<br>の内数   | 17年度補正額<br>58,754の内数 |
| 厚生労働省 | 事業 | 民間資金等活用官庁施設維持管理運営費 | 新規            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち厚生労働省分)。             | -                | 6                |                      |
|       | 補助 | 地域介護・福祉空間整備等交付金    | 継続            | 地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。                             | 86,590<br>の内数    | 44,310<br>の内数    |                      |
|       | 補助 | 医療施設等施設整備費補助金      | 継続            | へき地における医療施設及び臨床研修施設の整備に対する補助。                        | 15,382<br>の内数    | 501<br>の内数       |                      |
|       | 補助 | 水道施設整備費補助金         | 継続            | 水道事業者(都道府県、市町村及び一部事務組合)の水道施設の整備に対する補助。               | 89,968<br>の内数    | 84,852<br>の内数    |                      |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項              | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 17年度<br>当初予算  | 18年度<br>予算案   | 備考 |
|-------|----|-----------------|---------------|--|---------------|---------------|----|
| 農林水産省 | 補助 | 強い農業づくり交付金      | 継続            | 選定事業者による公設卸売市場の施設整備に対する補助（メニューの一部）。<br>リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助（メニューの一部）。<br>種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。   | 47,009<br>の内数 | 40,506<br>の内数 |    |
|       | 補助 | 元気な地域づくり交付金     | 継続            | 地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援する。 | 46,607<br>の内数 | 41,526<br>の内数 |    |
|       | 補助 | 強い林業・木材産業づくり交付金 | 継続            | 林業・木材産業をめぐる諸情勢を考慮するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を目指し、望ましい林業構造の確立、林業担い手の育成確保、特用林産の振興、木材利用及び木材産業の体制整備を図る。                             | 7,809<br>の内数  | 6,990<br>の内数  |    |
|       | 補助 | バイオマスの環づくり交付金   | 継続            | バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス利活用施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。  | 14,381<br>の内数 | 13,729<br>の内数 |    |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                       | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 17年度<br>当初予算   | 18年度<br>予算案    | 備考                            |
|-------|----|--------------------------|---------------|---|----------------|----------------|-------------------------------|
| 農林水産省 | 補助 | 水産基盤整備事業のうち、漁港漁場機能高度化事業等 | 継続            | 遊漁船等を分離収容する施設の整備等に対する補助。  | 134,858<br>の内数 | 124,954<br>の内数 |                               |
|       | 補助 | 村づくり交付金                  | 継続            | 農業生産基盤及び農山漁村の生活環境施設の整備に対する補助  | 10,000<br>の内数  | 25,000<br>の内数  |                               |
|       | 補助 | 畜産環境総合整備事業費補助            | 継続            | 家畜排せつ物処理施設、公共牧場等の整備に対する補助。  | 7,246<br>の内数   | 4,885<br>の内数   |                               |
|       | 補助 | 農道整備事業費補助                | 継続            | 農道の整備に対する補助。  | 34,278<br>の内数  | 21,453<br>の内数  |                               |
|       | 補助 | 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助   | 継続            | 農道の整備に対する補助。  | 18,260<br>の内数  | 14,674<br>の内数  |                               |
|       | 補助 | 公的森林整備推進事業               | 継続            | 分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対する補助。   | 6,469<br>の内数   | 39,765<br>の内数  | 予算案は左記事業を含む「森林環境保全整備事業費補助」の総額 |
|       | 補助 | かんがい排水事業費補助              | 継続            | 農業用排水施設等の整備に対する補助。  | 31,946<br>の内数  | 30,065<br>の内数  |                               |
|       | 補助 | 経営体育成基盤整備事業費補助           | 継続            | 農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。   | 78,157<br>の内数  | 80,010<br>の内数  |                               |
|       | 補助 | 農業集落排水資源循環統合補助事業         | 継続            | 市町村等の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設の整備に対する補助   | 32,075<br>の内数  | 12,201<br>の内数  |                               |
| 経済産業省 | 補助 | 新事業支援施設整備費補助金            | 継続            | 新事業支援施設等の整備に対する補助。  | 475<br>の内数     | 440<br>の内数     |                               |
|       | 補助 | 電源地域産業資源機能強化事業等補助金       | 継続            | 電源立地対策により整備された産業関連施設の機能高度化・機能集約化事業等に対する補助。または、電源地域であり、かつ高度技術産学連携地域等における新事業支援施設等の整備に対する補助。 | 926<br>の内数     | 2,560<br>の内数   |                               |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類 | 事項                          | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 17年度<br>当初予算   | 18年度<br>予算案      | 備考                   |
|-------|----|-----------------------------|---------------|--|----------------|------------------|----------------------|
| 国土交通省 | 事業 | 航空路施設の整備<br>民間資金等活用航空路整備等事業 | 新規            | 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（仮称）に係るアドバイザー委託。                            | -              | 30               |                      |
|       | 事業 | P F I による整備に必要な事業調査         | 継続            | 中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎のP F I による整備に係るアドバイザー委託等（事業実施におけるサーベイランス等）。 | 48             | 39               |                      |
|       | 事業 | 九段第3合同庁舎整備等事業               | 継続            | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち国土交通省分）。                       | 0              | 510<br>他         |                      |
|       | 事業 | 空港整備事業                      | 継続            | P F I 事業（東京国際空港国際線地区整備等事業）に係る技術検討調査等。                          | 120            | 256<br>の内数       |                      |
|       | 事業 | 航空路施設の整備<br>民間資金等活用航空路整備等事業 | 継続            | 航空保安大学校本校移転整備等事業に係るアドバイザー委託等。                                  | 50             | 60               |                      |
|       | 補助 | 下水道事業費補助                    | 継続            | 地方公共団体の下水道の整備に係る補助。  | 798,119<br>の内数 | 735,286<br>の内数   | 17年度補正額<br>10,000の内数 |
|       | 補助 | 都市公園事業費補助                   | 継続            | 地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。                                      | 78,771<br>の内数  | 73,393<br>の内数    |                      |
|       | 補助 | 市街地再開発事業費補助                 | 継続            | 市街地再開発事業の施行者が特定建築者制度等を活用して行う施設建築物等の整備に対する補助。                   | 33,471<br>の内数  | 32,692<br>の内数    |                      |
|       | 補助 | 都市再生総合整備事業                  | 継続            | 地方公共団体や都市再生機構や民間等が行う都市再生を促す事業に対する総合的な支援。                       | 6,188<br>の内数   | 9,056<br>の内数     |                      |
|       | 補助 | まちづくり交付金                    | 継続            | 市町村のまちづくりに対する助成。   | 193,000<br>の内数 | 238,000<br>の内数   |                      |
|       | 補助 | 街路事業補助                      | 継続            | 地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助                                      | 366,391<br>の内数 | 2,957,801<br>の内数 | 17年度補正額<br>52,139の内数 |
|       | 補助 | 土地区画整理事業費補助                 | 継続            | 土地区画整理事業の公共施設整備に対する補助。   | 118,623<br>の内数 | 110,383<br>の内数   |                      |

補正額、予算案は事項に記載の事業を含む「道路事業」の総額

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I 事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にP F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。



(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類  | 事項            | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要  | 17年度<br>当初予算     | 18年度<br>予算案      | 備考                   |
|-------|-----|---------------|---------------|---|------------------|------------------|----------------------|
| 国土交通省 | 補助  | 河川改修費補助       | 継続            | 都道府県及び市町村の洪水、高潮による災害の発生を防止するため実施する河川の改良工事に対する補助。  | 722,118<br>の内数   | 698,085<br>の内数   |                      |
|       | 補助  | 都市河川改修費補助     | 継続            | 都道府県等が行う河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設の整備に対する補助。     | 33,117<br>の内数    | 33,264<br>の内数    |                      |
|       | 補助  | 地すべり対策事業補助    | 継続            | 都道府県の地すべり対策事業に対する補助。                              | 148,825<br>の内数   | 145,559<br>の内数   |                      |
|       | 補助  | 砂防事業補助        | 継続            | 都道府県の砂防事業に対する補助。                                  | 148,825<br>の内数   | 145,559<br>の内数   |                      |
|       | 補助  | 急傾斜地崩壊対策事業補助  | 継続            | 都道府県の急傾斜地対策事業に対する補助。                              | 22,621<br>の内数    | 21,565<br>の内数    |                      |
|       | 補助  | 総合流域防災事業費補助   | 継続            | 河川管理施設（堤防、護岸等）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の整備等に対する補助。 | 72,928<br>の内数    | 66,303<br>の内数    |                      |
|       | 補助  | 海岸保全施設整備事業費補助 | 継続            | 海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良等に対する補助。                   | 52,995<br>の内数    | 51,401<br>の内数    |                      |
|       | 補助等 | 道路整備事業費       | 継続            | 都道府県及び市町村が行う道路の整備に対する補助等。                         | 2,182,580<br>の内数 | 2,957,801<br>の内数 | 17年度補正額<br>52,139の内数 |
|       | 補助等 | 道路環境整備事業費     | 継続            | 都道府県及び市町村が行う道路環境の整備に対する補助等。                       | 890,492<br>の内数   | 2,957,801<br>の内数 | 17年度補正額<br>52,139の内数 |
|       | 補助  | 住まいの安心確保助成事業  | 継続            | 公営住宅等の整備に対する助成。                                   | 293,511<br>の内数   | 211,631<br>の内数   | 17年度補正額<br>5,000の内数  |
|       | 補助  | 港湾改修費補助       | 継続            | 港湾管理者等が行う港湾の基本施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）の整備に対する補助。 | 258,128<br>の内数   | 242,084<br>の内数   | 17年度補正額<br>2,844の内数  |
|       | 補助  | 空港整備事業費補助     | 継続            | 地方公共団体が公共の用に供する飛行場整備に対する補助。                       | 10,498<br>の内数    | 13,334<br>の内数    |                      |
|       | 補助  | 循環型社会形成推進交付金  | 継続            | 浄化槽市町村整備推進事業を行う市町村に対する交付金。                        | 620<br>の内数       | 527<br>の内数       |                      |

補正額、予算案は事項に記載の事業を含む「道路事業」の総額

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

| 要求機関  | 分類       | 事項   | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 17年度<br>当初予算   | 18年度<br>予算案   | 備考  |
|-------|----------|--|---------------|--|----------------|---------------|---|
| 環境省   | 補助       | 循環型社会形成推進交付金<br>廃棄物処理施設整備費補助   | 継続            | 市町村等が行う廃棄物処理施設整備に対する交付・補助  | 107,416<br>の内数 | 91,391<br>の内数 |   |
|       | 補助       | 廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物<br>処理施設モデル的整備事業)補助金                                   | 継続            | 廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に対する補助。                             | 84,416<br>の内数  | 49,051<br>の内数 |   |
|       | 補助       | 循環型社会形成推進交付金(うち、<br>浄化槽市町村整備推進事業)<br>廃棄物処理施設整備費補助(うち、<br>浄化槽市町村整備推進事業) | 継続            | 市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う。                              | 8,210<br>の内数   | 6,747<br>の内数  | 平成18年度は、「廃棄物処理施設整備費補助(うち、浄化槽市町村整備推進事業)」は廃止。 |
|       | 調査<br>補助 | 循環型社会形成推進交付金   | 継続            | 市町村等がPFI法に基づいて行う一般廃棄物処理施設の整備事業について、アドバイザー業務を委託するために必要な経費に対して交付を行う。 | 23,000<br>の内数  | 43,000<br>の内数 |   |
| 衆議院   | 事業       | 新議員宿舍整備等事業経費   | 継続            | 衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。  | 876            | 1,259         |   |
|       | 事業       | 新議員会館整備等事業経費   | 継続            | 衆議院新議員会館整備等事業に係るアドバイザー委託。  | 387            | 39            |   |
| 参議院   | 事業       | 新議員会館整備等事業経費   | 継続            | 参議院新議員会館整備等事業に係るアドバイザー委託。  | 200            | 39            |   |
| 最高裁判所 | 事業       | 民間資金等活用事業調査費   | 継続            | 裁判所施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。                                       | 57             | 34            |   |

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。



1 - 2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

| 要求<br>機関 | 事項                          | 概要   | 限度額           | 国庫の負担<br>となる年度      |
|----------|-----------------------------|--|---------------|---------------------|
| 警察庁      | 鹿児島県警察学校整備事業に係る事業費          | 鹿児島県警察学校施設整備運営事業に係る事業費                       | 6,501         | 平成21年度以降<br>12箇年度以内 |
| 防衛施設庁    | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金         | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業に係る事業費                       | 12,112<br>の内数 | 平成18年度以降<br>2箇年度以内  |
| 法務省      | 民間資金等活用法務省施設整備等事業           | 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費                 | 102,553       | 平成20年度以降<br>18箇年度以内 |
| 財務省      | 民間資金等活用公務員宿舎整備等事業           | 合同宿舎の建替え（18年度着手事業）に係る事業費                     | 6,985         | 平成20年度以降<br>8箇年度以内  |
| 国土交通省    | 航空路施設の整備<br>民間資金等活用航空路整備等事業 | 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（仮称）に係る事業費                | -             | 平成21年度以降<br>15箇年度以内 |
| 最高裁判所    | 民間資金等活用裁判所施設整備等事業           | 東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等<br>事業に係る事業費 | 10,480        | 平成20年度以降<br>11箇年度以内 |

2. 行政財産の貸付け等（PFI法 十一條の二、十二條関連）

| 要求機関  | 対象事業                    | 新規・拡充<br>継続の別 | 要求概要   | 貸付け等を行う<br>年度（予定） | 採択概要               |
|-------|-------------------------|---------------|--|-------------------|--------------------|
| 警察庁   | 富山県警察学校整備等事業            | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格49百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。        | 平成16年度<br>～18年度   | 継続中                |
| 防衛庁   | 朝霞公務員宿舎（仮称）整備等事業        | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格472百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。    | 平成18年度<br>～未定     | 要求のとおり<br>（台帳価格更新） |
|       | 海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業      | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格656百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成17年度<br>～18年度   | 継続中                |
|       | 立川公務員宿舎（仮称）整備等事業        | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,024百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。     | 平成16年度<br>～18年度   | 継続中                |
| 法務省   | 島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業  | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：未取得）を無償で選定事業者に貸し付ける。              | 平成18年度<br>～37年度   | 要求のとおり             |
|       | 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業     | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成17年度<br>～36年度   | 継続中                |
|       | 苫小牧法務総合庁舎整備等事業          | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格205百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成16年度<br>～18年度   | 継続中                |
| 外務省   | 在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業    | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,953百万円の内数）を、無償で選定事業者に使用させる。 | 平成17年度<br>～19年度   | 継続中                |
| 財務省   | 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業 | 継続            | 当該事業の用に供する普通財産（国有地：台帳価格210百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成15年度<br>～18年度   | 継続中                |
|       | 公務員宿舎幌北住宅整備事業           | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格559百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成17年度<br>～18年度   | 継続中                |
|       | 公務員宿舎舟入住宅整備事業           | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格198百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。       | 平成16年度<br>～18年度   | 継続中                |
|       | 公務員宿舎清水町住宅（仮称）整備事業      | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格9,542百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。  | 平成18年度<br>～19年度   | 要求のとおり             |
|       | 公務員宿舎亀岡住宅整備事業           | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格561百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。    | 平成18年度<br>～19年度   | 要求のとおり             |
| 国土交通省 | 新北九州空港駐車場整備等事業          | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,909百万円）を有償で選定事業者に貸し付ける。     | 平成17年度<br>～32年度   | 継続中                |

| 要求機関           | 対象事業                               | 新規・拡充<br>継続の別 | 要求概要  | 貸付け等を行う<br>年度（予定） | 採択概要   |
|----------------|------------------------------------|---------------|---|-------------------|--------|
| 文部科学省<br>会計検査院 | 中央合同庁舎第7号館整備等事業                    | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格113,663百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                | 平成16年度<br>～20年度   | 継続中    |
|                |                                    | 継続            | 当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,682百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。 | 平成16年度<br>～46年度   | 継続中    |
| 衆議院            | 衆議院新議員会館整備等事業                      | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格99,008百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成18年度<br>～24年度   | 要求のとおり |
|                | 衆議院新議員宿舎整備等事業                      | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格7,985百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                  | 平成16年度<br>～18年度   | 継続中    |
|                |                                    | 継続            | 当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格785百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。   | 平成16年度<br>～43年度   | 継続中    |
| 参議院            | 参議院新議員会館整備等事業                      | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,498百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成18年度<br>～24年度   | 要求のとおり |
| 最高裁判所          | 東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業                 | 継続            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格841百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成17年度<br>～19年度   | 継続中    |
|                | 東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業 | 新規            | 当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格924百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。                                 | 平成18年度<br>～20年度   | 要求のとおり |

### 3. 無利子融資

(単位：百万円)

| 要求機関  | 制度等              | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要                                | 17年度<br>当初予算 | 18年度<br>予算案  | 備考 |
|-------|------------------|---------------|-----------------------------------|--------------|--------------|----|
| 国土交通省 | 港湾整備特別会計からの無利子貸付 | 継続            | コンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。 | 2,000<br>の内数 | 2,931<br>の内数 |    |

### 4. 財政投融资等

(単位：百万円)

| 要求機関   | 制度等   | 新規・拡充<br>継続の別 | 概要   | 17年度<br>当初予算           | 18年度<br>予算案            | 備考 |
|--|---|---------------|--|------------------------|------------------------|----|
| 法務省<br>文部科学省<br>厚生労働省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | 日本政策投資銀行等による融資<br>(民間資金活用型社会資本整備融資制<br>度)(*2) | 継続            | P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。 | 222,000<br>(*1)<br>の内数 | 180,000<br>(*1)<br>の内数 |    |
| 国土交通省  | 公共荷さばき施設等整備事業に対する融資(特別転貸債)                    | 継続            | 港湾管理者が P F I 事業者への貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。(日本政策投資銀行)              | 1,215<br>の内数           | 1,685<br>の内数           |    |

(\*1) 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(\*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

金利：政策金利

融資比率：50% (沖縄振興開発金融公庫においては70%)